

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 1 3

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 「住宅改修が必要な理由書」について
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）等の令和3年度における取扱いについて
- 長野市高齢者サービスガイドへの広告掲載事業者募集について
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施について
- 令和3年度介護報酬改定に係る説明会について
- 介護保険最新情報について
- 総合事業に係る指定事業者の指定について
- 介護保険事業者の指定について
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙6】
- 魅力ある職場づくりのための経験交流会について【別紙7】
- 「NEDO福祉用具オンラインマッチング2021」ご案内【別紙8】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

「住宅改修が必要な理由書」について

介護保険住宅改修費の申請に添付いただく「住宅改修が必要な理由書」の作成者は、基本的には居宅サービス計画等を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員とされています。

この度、匿名で「介護支援専門員から理由書の作成を依頼されたが、介護支援専門員が作成すべきものであるため断ると、別の工務店に変更された。」という苦情が寄せられました。

この内容から、「住宅改修が必要な理由書」の作成を、住宅改修事業者に依頼している介護支援専門員がいること。また、介護支援専門員からの依頼により「住宅改修が必要な理由書」を作成している住宅改修事業者がいるということがうかがえます。

介護支援専門員が「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務は、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業の一環であるため、このような事態は看過できるものではありません。

今後、このようなことがないように、改めて住宅改修の制度について確認をしていただき、適切な制度運用に御協力をお願いします。

悪質なケースについては、立入調査・指導を行う場合があります。

※住宅改修費等の支給の取扱いは、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成12年3月8日 老企第42号）（最終校正：平成30年7月13日 老高発0713第1号）を御覧ください。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）等の令和3年度における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）で通知された、通所系サービスにおける2区分上位の報酬区分で算定する特例等について、介護保険最新情報vol.915で令和3年3月サービス提供分をもって廃止することが通知されましたので、お知らせします。

このことについて、令和2年6月17日号外のフレッシュ情報に基づき御提出いただいた体制届（臨時的な請求方法の適用）の取下げの届出は必要ありません。

なお、その他の新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、当面の間は変更の予定はありません。

詳細については、【別紙1】（介護保険最新情報vol.915）を御覧ください。

また、令和3年度からの、感染症や災害の影響により利用者が減少した場合の通所介護等の報酬の取扱いについては、続報があり次第改めてお知らせします。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

長野市高齢者サービスガイドへの広告掲載事業者募集について

市では、財政構造改革プログラムに基づき、新たな自主財源確保と地域経済（地元企業など）の活性化を図るため、有料広告掲載事業を行っています。その一環として、「令和3年度版 長野市高齢者サービスガイド」へ民間企業等の広告を有料で掲載します。

広告は、長野市が定める基準に基づいて掲載するものですが、掲載内容及び広告主は長野市が推奨等するものではなく、また内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

○広告の範囲について

次のようなものは掲載しないこととします。

- ・法令や公序良俗に反するもの
- ・市の公共性・中立性・品位を損なうもの
- ・風俗営業・政治活動・宗教活動・意見広告・個人の宣伝に係るもの
- ・青少年の健全な育成を阻害するもの
- ・市長が適当でないと認めるもの

広告を掲載する際には、市役所内に設置された広告審査委員会で、掲載が可能かどうか十分に審査し、決定します。

詳細については、【別紙2】、【別紙3】をご覧ください。

○有料広告掲載を希望する場合

令和3年2月19日（金）までに、次の広告代理店に直接お問い合わせください。

株式会社 アサヒエージェンシー

- ・電話番号 026-233-2222
- ・ファクス番号 026-238-0022
- ・Eメールアドレス suzuki.n@asahi-agency.com

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の実施について

これまで、フレッシュ情報（令和2年2月20日号、令和2年6月22日号）にて避難確保計画の作成について通知しておりますが、今一度、【別紙4】にご案内の長野市ホームページから「要配慮者利用施設一覧」をご確認いただき、想定区域に該当し計画が未作成・未提出の場合はご対応をお願いします。

既に計画を作成・提出いただいている事業所におかれましては、訓練実施報告書の提出をお願いします。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

令和3年度介護報酬改定に係る説明会について

介護報酬については、令和3年4月に改定が行われる予定となっています。

報酬改定の詳細について、これまでは参集による説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、今年度は Web による動画配信での説明とホームページ上に資料を掲載することとします。

なお、動画や資料の提供等の詳細については、改めてご連絡いたします。

介護報酬改定の内容についてのお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合がありますので、ご質問については、【別紙5】の質問票に記載の上、FAX 又はメールにて送付いただくようお願いします。

※ 現時点での今後のスケジュールは以下のとおりです。

- 3月中～下旬 報酬告示等の発出
- 3月下旬以降 解釈通知等及びQ&Aの発出
- 3月下旬～ 加算届・変更届等の提出
- 4月1日～ 改正後の指定基準等に基づくサービス提供・報酬算定等の開始

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

新型コロナウイルス感染症関連国通知ダイジェスト版について

新型コロナウイルス感染症に関する国からの事務連絡等をまとめた1月27日現在のダイジェスト版が長野県のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/index.html>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol.915】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（令和2年6月1日付厚生労働省老健局 総務課認知症施策推進室ほか連名事務

連絡)等の令和3年度における取扱いについて

【介護保険最新情報 Vol. 916】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について

【介護保険最新情報 Vol. 917】

令和3年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

【介護保険最新情報 Vol. 918】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

総合事業に係る指定事業者の指定について

新たに指定された介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者についてお知らせします。

令和3年2月1日付け指定分

□第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070107509		
事業所名称	訪問介護事業所なごやか栗田		
事業所所在地	長野市大字栗田314番地11		
事業所電話番号	026-217-7111	事業所FAX番号	026-217-7151
開設者の名称	社会福祉法人長野南福祉会	営業日	月～日
営業時間	8:30～17:30	訪問介護員数	3人
通常の事業実施地域	長野市（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、大豆島、朝陽、安茂里、更北）		

介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和3年2月1日付け指定分

□訪問介護

介護保険事業者番号	2070107509		
事業所名称	訪問介護事業所なごやか栗田		
事業所所在地	長野市大字栗田 314 番地 11		
事業所電話番号	026-217-7111	事業所FAX番号	026-217-7151
開設者の名称	社会福祉法人長野南福祉会	営業日	月～日
営業時間	8:30～17:30	訪問介護員数	3人
通常の事業実施地域	長野市（第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、大豆島、朝陽、安茂里、更北）		

□訪問看護・介護予防訪問看護

介護保険事業者番号	2060190481		
事業所名称	訪問看護ステーションあやめ長野		
事業所所在地	長野市稲田三丁目 20 番 11 号 サニーハイツ稲田 103		
事業所電話番号	026-263-7201	事業所FAX番号	026-263-7205
開設者の名称	株式会社ファーストナース	営業日	月～土
営業時間	9:00～17:00	看護員数	3人
通常の事業実施地域	長野市、須坂市、千曲市、中野市		

□（介護予防）小規模多機能型居宅介護

介護保険事業者番号	2090101193		
事業所名称	まゆ川中島		
事業所所在地	長野市下氷鉦一丁目 15 番地 2		
事業所電話番号	026-285-0934	事業所FAX番号	026-285-0935
開設者の名称	株式会社ライフケア	登録定員	29人
通いサービス定員	18名	宿泊定員	9人



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通）/ FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp